

4-2

柔道整復師にかかったとき

(1) 柔道整復師

○健康保険を使って、柔道整復師にかかるのは、外傷性が明らかな以下の症例に限られません。

- ア. 骨折
- イ. 脱臼
- ウ. 打撲
- エ. 捻挫
- オ. 挫傷(肉離れ等)

ただし、骨折と脱臼については、応急処置を除き、医師が同意した場合に限られます。いずれの負傷も慢性的な状態に至っていないものに限られます。

(2) 施術代金の支払い

○受領委任の協定ができている柔道整復師は、被保険者に代わって健保組合に療養費の請求をするので、保険医にかかった時と同様に一部負担金だけの支払いですみます。この時、受領委任の書類に、被保険者の署名が必要です。

○ただし、受領委任でなく施術代金を全額請求される場合もあります。その場合は、後日「療養費一覧表」の「自費で治療を受けたとき」(4-1-2 参照)に準じて、健保組合に療養費の請求をしてください。

(3) 時効

○診療日の翌月の1日から2年

こういう場合は健康保険でかかれません

日常生活での疲れによる肩こりのため、近所の整骨院で施術を受けた。	→	単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術に健康保険は使えません。
数年前に傷めたひざが再び痛み出したので、整骨院で施術を受けた。	→	過去のけがや交通事故の後遺症などは健康保険の対象になりません。
けがをして医療機関で治療中だが、早く治したいので整骨院にも通院している。	→	医療機関と重複受診している場合は、整骨院で健康保険は使えません。
長い間にわたる関節痛で、痛み出すたびに整骨院に通院している。	→	症状の改善がみられない、長期にわたる漫然とした施術に健康保険は使えません。
神経痛やリウマチなどからくる痛みのため、整骨院に通院している。	→	医療機関で治療すべき病気・けがに起因する痛みなどへの施術に健康保険は使えません。
仕事から帰宅途中で骨折し、近くの整骨院に運ばれた。	→	通勤時や業務上のけがなどは労災保険扱いとなります。